

市 第 10 号議案 横浜市公園条例の一部を改正する条例及び

市 第 11 号議案 横浜市動物園条例の一部を改正する条例の概要について

1 横浜市公園条例の一部改正

(1) 有料施設の廃止について（別表第 1）

老朽化の著しい野毛山公園のプールを廃止することとし、別表第 1 から削除します。

ア 施設概要等

位 置 野毛山公園（西区老松町内）

建 設 昭和 24 年

主要施設 50 m プール及び 25 m プール、管理棟、スタンド（1 万人収容）等

現 況 耐震診断により、使用に耐えない状態と判定され、平成 16 年度から運営を中止し、
現在一部解体工事中

イ 廃止理由

- ・建替えには相当の経費を要すること
 - ・野毛山公園に比較的近い範囲の 5 公園（岡野公園、清水ヶ丘公園、元町公園、中村公園、川辺公園）にプールが設置されていること
 - ・公園プール全体の利用者数が最盛期に比べ約半数程度で推移していること
- 等の状況から、建替えは断念せざるを得ないと判断しました。

(2) 指定管理者制度を導入する公園の追加（別表第 2 の 2）

ア 野島公園（金沢区野島町） 有料運動施設：野球場

（概要） 面 積 約 17.5ha

公 開 昭和 31 年

主な施設 野球場、キャンプ場、バーベキュー場、見晴展望台、歴史的建築物 等

イ ^{げんかいだ} 玄海田公園（緑区長津田みなみ台）

（概要） 計画面積 約 17.3ha（平成 19 年 4 月時点での公開面積 約 2.8ha）

整備年度 平成 14 年度～23 年度

主な施設 草地広場、自然生態園（整備済み）、管理棟<レストハウス>（H19 年度整備）、
運動広場（H20～21 年度整備予定）、駐車場 等

(3) 野毛山公園及び金沢自然公園の指定管理者について（第 28 条の 2）

野毛山動物園及び金沢動物園に指定管理者制度を導入するのに伴い、効率的かつ効果的な管理運営とするため、野毛山公園及び金沢自然公園についても動物園と同一の指定管理者への指定を予定します。

このため、「横浜市動物園条例」で指定等に関する事項を定める旨を「横浜市公園条例」に第 28 条の 2 第 5 項として追加します。

(4) 施行期日

ア 有料施設の廃止（別表第 1） 公布の日

イ その他改正部分（第 28 条の 2 及び別表第 2 の 2） 平成 20 年 4 月 1 日

2 横浜市動物園条例の一部改正

(1) 野毛山動物園、金沢動物園及び野毛山公園、金沢自然公園への指定管理者制度の導入（第3条の2）

ア 経過

平成15年度包括外部監査からよこはま動物園、野毛山動物園及び金沢動物園の3園の統合、委託化の推進の意見が出され、これを受け、16年度に外部有識者からなる「横浜市立動物園のあり方懇談会」（座長：上山慶応大教授）を設置し、17年4月に提言を受け市会に報告をしました。

イ 「あり方懇談会」の提言

「20年度に直営2園の経営体制を見直し、3園の一体運営や、将来的には動物園専門の事業組織に運営させることを検討すべき。また、それに向けた過程となる形態として、当面は一つの財団のもとで、一元的な経営体制をとるべきである。」とされています。

ウ 一元的な経営体制

提言を踏まえて、指定管理者を既に導入済みのよこはま動物園と一元的な経営体制とするために、野毛山動物園及び金沢動物園に指定管理者制度を導入することとし、また、それら動物園を含む野毛山公園及び金沢自然公園についても動物園と同一の指定管理者への指定を予定します。

	～平成19年度	平成20年度～22年度	平成23年度～
よこはま動物園	指定管理者	(財)横浜市緑の協会	指定管理者を公募・選定
野毛山動物園 野毛山公園	直営管理	今回改正部分 動物園条例・公園条例	
金沢動物園 金沢自然公園	直営管理		

(2) 金沢動物園への利用料金制の導入（第3条の4）

金沢動物園の入園料について、よこはま動物園と同様に利用料金制とします。

このため、入園料について定めた規定（第4条から第6条）及び「別表2」を削除し、よこはま動物園の利用料金表に統合します。

(3) 指定管理者による入園の拒否及び退園（第7条）

入園の拒否及び退園させることができる規定について、従来は、直営動物園については市長が、よこはま動物園については指定管理者が行えるものだったのを、3動物園とも指定管理者が行えるものとします。

(4) 施行期日

平成20年4月1日